

議案第63号

損害賠償の額の決定について

バスの賃貸借契約の解除に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和8年9月8日提出

大府市長 岡 村 秀 人

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 損害賠償の相手方 | 大府市横根町西新田69番地3
名古屋国際観光バス株式会社
代表取締役 鈴木 一 平 |
| 2 | 事 案 の 概 要 | 令和8年7月に実施を予定していた大府市立小学校の野外教育活動が直前に中止とされたことにより、活動場所への移動手段であるバスの賃貸借契約を解除したため、相手方に損害が発生した。 |
| 3 | 損 害 賠 償 額 | 1,192,212円 |